

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年12月から62年12月までの期間、平成6年4月及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年12月まで
② 平成6年4月
③ 平成7年4月から8年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の夫は、平成7年に左官業を始め、事業が順調となった8年に追納勧奨の封書が来たことから、同年の夏ごろ、私がA社会保険事務所（当時）の窓口において、夫婦二人分の追納保険料を30万円ぐらい納付した。

私は、1回か2回で自分の申立期間に係る保険料をすべて追納したはずであり、申立期間が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③直後の平成8年4月以降、保険料の未納が無く、同年12月から保険料の口座振替を開始するなど納付意識は比較的高かったことがうかがわれる。

また、日本年金機構B事務センターでは、当時、申請免除期間に係る保険料追納期限が間近な被保険者に対して追納勧奨状を送付し、社会保険事務所（当時）の窓口において追納保険料を納付することができたと回答していることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人のオンライン記録及びC市役所作成の国民年金被保険者名簿から、申請免除期間であった平成7年3月分の保険料が8年9月2日に追納されたことが確認でき、この時点において、申立人は申立期間①、②及び③の保

険料を追納することが可能である。

加えて、申立人が追納したとする金額は、平成8年9月の時点において、申立人自身の申請免除期間の保険料を追納するのに必要な保険料額とほぼ一致していることから、申立人が自身の申立期間①、②及び③の保険料を追納したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月及び同年7月
② 昭和52年7月から53年3月まで

何年か前に社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①が未納、申立期間②が申請免除の記録になっているとの回答を受け取った。

申立期間①については、当時の妻が国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料は当時住んでいた県営住宅の管理人に納付していたと思う。申立期間②当時は経済的に安定しており、免除申請をする理由は無く、また免除申請をした記憶も無い。申立期間が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入及び保険料納付を行ったとするその当時の妻から証言が得られないため、加入手続や保険料の納付の状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月31日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その当時の妻が申立期間①の保険料を県営住宅の管理人に納付したとしているが、戸籍附票により申立人は申立期間①当時には当

該県営住宅に居住していなかったことが確認できるなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

一方、申立人は、第2回特例納付実施期間である昭和50年12月に、時効により納付ができなかったと思われる48年7月から同年9月までの合計3か月分の保険料を納付した記録となっているが、当該期間の保険料は第2回特例納付の保険料で収納されていることが特殊台帳より確認でき、同一地域で同様の例が散見されることから、当時行政側は申立人の48年7月から同年9月までの期間を第2回特例納付により納付させていたものと推認できる。

しかしながら、昭和48年7月の1か月分の保険料については、申立人が厚生年金保険加入期間であったことから還付された記録になっているが、申立人の特殊台帳の記載からは還付された金額が確認できず、当該還付が適正に行われていたことが必ずしも確認できないことを踏まえると、申立期間①のうち、36年6月の保険料として納付したものと考えるのが相当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、申請免除の手続きは行っておらず保険料を納付したとしているが、特殊台帳から当時同居していた現在の妻も同じ期間が申請免除となっていることが確認できる。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として社会保険事務所（当時）の出張相談会に出向き国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間①及び②について、私たち夫婦の保険料を集金に来ていた女性徴収員に払っており、徴収員から保険料はすべて納付済みであると聞いていたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳までの30年以上にわたり保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、特例納付実施期間外である昭和48年3月29日に37年10月から38年3月までの期間及び42年4月から同年10月までの期間の保険料を納付したA市役所（現在は、B市役所C支所）の徴収員の発行と考えられる国民年金保険料預り証を保管しており、この納付は特殊台帳及び同市役所作成の被保険者名簿においては第1回特例納付として処理されていることが確認できることから、この時点において、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの期間及び44年11月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から43年3月まで
② 昭和44年11月から45年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として社会保険事務所（当時）の出張相談会に出向き国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間①及び②は、私たち夫婦の保険料を集金に来ていた女性徴収員に払っており、徴収員から保険料はすべて納付済みであると聞いていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて10か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降に保険料の未納は無く、納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立期間に連続する昭和42年4月から同年10月までの期間及び44年4月から同年10月までの期間の納付記録が、特殊台帳とA市役所（現在は、B市役所C支所）作成の被保険者名簿の記録の齟齬により納付記録の訂正が行われていることから、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人夫婦の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録から、夫婦の保険料納付は同日に行われていることが確認できることから、申立人の夫が所持する国民年金保険料預り証により、特例納付実施期間外の昭和48年3月29日に申立人の夫が合計13か月分の保険料を一括して納付したことが確認できることから、この時点において納付意識の比較的高い申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月21日から46年2月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和41年3月16日にA社に入社以来、現在まで、同社に継続して勤務している。入社時は、同社の本社に勤務していたが、45年11月ころ、同社B工場に異動したと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の回答から、申立人は同社に継続して勤務し（A社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係るA社本社から同社B工場への異動日については、申立人は、「昭和45年11月ころ、B工場に異動した。」と申し立てているところ、申立期間中、同社B工場において雇用保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録から、申立人と同様に、同社本社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社B工場において申立人と同一日に同資格を取得したことが確認できる従業員は、「年金未加入期間中は、B工場に勤務していた。」と証言していることから、昭和45年11月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和

46年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを明らかにできる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4年6月から同年7月までは18万円、同年8月から同年11月までは20万円、同年12月から5年2月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月8日から5年3月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間については、A社に継続して勤務し、同社本社から同社B工場へ異動しただけであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書並びにA社から提出された社員情報及び賃金台帳により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（平成4年6月11日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、他の委員会に対する申立てに係る調査において、A社は、「当社B工場が厚生年金保険の適用事業所となる平成5年3月1日までは、当社本社で従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及びA社から提出された賃金台帳から、平成4年6月から同年7月までは18万円、

同年8月から同年11月までは20万円、同年12月から5年2月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資格喪失日を誤って届け出た。」と認めていることから、事業主が平成4年6月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月から5年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、平成 7 年に左官業を始め、事業が順調となった 8 年に追納勧奨の封書が来たことから、同年の夏ごろ、私の妻が A 社会保険事務所（当時）の窓口において、夫婦二人分の追納保険料を 30 万円ぐらい納付した。

私は、私の妻から、妻の申請免除期間に係る保険料は 1 回か 2 回ですべて追納したと聞いており、私の申立期間に係る保険料は、その後、平成 15 年前後まで年数回程度追納したと聞いている。

私は、私の妻が私の申立期間に係る保険料をすべて追納できたとは思っていないが、残りわずかであると思っていたので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が平成 8 年の夏ごろに A 社会保険事務所の窓口において夫婦二人分の申請免除期間に係る追納保険料を 30 万円ぐらい納付したとしているところ、申立人の妻については、オンライン記録及び B 市役所作成の国民年金被保険者名簿から、申請免除期間であった 7 年 3 月分の保険料が 8 年 9 月 2 日に追納されたことが確認できるものの、申立人の追納事実は確認できない。

また、申立人の妻が A 社会保険事務所において納付したとする金額は、妻自身の申請免除期間の保険料を追納するのに必要な保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る保険料を平成 8 年から 15

年前後までの間に年数回程度追納したと主張しているが、それぞれの納付金額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から同年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

現在所有している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に「平成9年7月20日～9年12月21日(1号)」と記載されていることが、申立期間の保険料を納付した証拠である。

国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとしているが、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立期間は国民年金未加入期間となっており、納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の年月日が、所持している年金手帳の国民年金の記録欄に被保険者期間として記載されていることが、納付を行った証拠である。」と主張しているが、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄は、被保険者期間のみを示したものであり、納付を行った事実の裏付けとはならない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月及び同年7月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失したので、私自身が行き、申立期間の保険料も、自身で届いた納付書に現金を添えて金融機関の窓口に納付した。

保険料をすべて納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年12月にその元夫が厚生年金保険の適用事業所を退職した際に、自身が国民年金の手続を行い、夫婦二人の保険料を納付してきたとしているところ、事実、14年3月までの保険料は、オンライン記録により夫婦同一日の納付が確認できるものの、翌月以降の保険料納付日が異なっており、申立期間以降は申請免除手続が行われているなど、当時の申立人の生活状況に変化が生じていた可能性がうかがえるとともに、申立期間の保険料納付に関する申立人以外からの聴取ができないため、納付状況は不明である。

また、申立人が保険料を納付したとするA銀行B支店には、申立期間当時における国民年金保険料の納付者を特定できる記録は保管されておらず、申立人が保険料を納付したことが確認できない。

さらに、申立期間は、平成9年以降であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成及び領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性

は低くなったところである上、平成 14 年度からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、更に、その可能性は低くなった。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年10月までの期間及び53年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年10月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間①の国民年金の加入及び申立期間②の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金加入手続は、昭和48年ころに母親がA町役場（現在は、B市C支所）において行い、申立期間①の保険料は、父母が役場の窓口で納付してくれたと思うが、父は既に亡くなり、母は高齢のため、加入状況及び納付状況は不明である。

しかし、申立期間①が未加入とされていること、申立期間②については、私がD市役所に納めていたはずなのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母がA町役場において国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月27日にD市役所で払い出されていることが確認できる上、申立人の母がA町役場において申立人に係る国民年金の加入手続を行った形跡はうかがえない。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、昭和50年11月5日と記載されており、申立期間①は国民年金に未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当時居住していたD市E地域における保険料の納付方法は覚えていないとするなど、保険料納付に関する記憶が曖昧である上、昭和55年6月には転居し、転居先で保険料の免除申請を行っているなど、申立期間②当時、申立人の生活状況に変化が生じていたことがうかがえる。

また、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私の義理の伯母が昭和50年7月に国民年金に加入した際に、「将来に少しでも役に立つように。」と聞かされたので、私も翌年の51年4月にA市役所（現在は、B市C区役所）において加入手続きを行い、保険料は自宅近くのD銀行において納付書に現金を添えて納付を行っていた。

申立期間にいくつかの事業所に勤めていたが、夫の扶養範囲でのパートだったので、厚生年金保険に加入していることは知らずに任意加入期間ではあったが保険料を納付していたので、加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月にA市役所において国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を自宅近くのD銀行において納付書に現金を添えて納付していたと主張しているが、加入手続き及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和61年4月1日に第3号被保険者として取得していることが確認できる上、E市役所（現在は、B市F区役所）作成の国民年金被保険者名簿においても、同日に第3号被保険者として国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 4 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B事業所C組織に勤務していた申立期間①及びD社（現在は、E社）に勤務していた申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B施設工事には同じ集落から4人で6か月間働きに行き、D社には季節工として7か月間勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B施設工事には、同じ集落から4人で働きに行った。」と申し立てているところ、そのうち2人がいずれも「申立人と一緒にB施設の工事現場で働いた。」と証言しており、上記2人のうち1人が「B施設の工事現場では、申立人はC組織の上司の指示で働いていたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間①に、B施設の建設工事現場においてC組織の上司の指示のもと勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚二人はいずれも、「B施設の工事現場では、出稼ぎ労働者として勤務しており、出稼ぎ労働者は厚生年金保険には加入していなかった。健康保険は、家の国民健康保険証を持参した。」と証言しているところ、オンライン記録において、上記二人に加え、別の同僚一人についても、申立期間①について当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、申立人は、「B施設工事現場では、A社B事業所に所属していた。」

と申し立てているところ、A社F支店は、「当社被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できない。当時、冬期間の出稼ぎ労働者は雇用の変動が激しいため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、A社のB施設工事現場に関連する厚生年金保険の適用事業所として、「A社B出張所」が確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

加えて、オンライン記録において、A事業所B事業所C組織という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

- 2 申立期間②について、E社は、「申立人が申立期間②について、D社に在籍していたことを確認できる資料は存在しない。」と回答している上、D社が加入する企業年金基金の加入記録においても、申立期間②について加入を確認できないことから、申立人の申立期間②におけるD社での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が所持していた国民年金手帳及びオンライン記録から、申立人は、申立期間②を含む昭和45年4月15日から47年1月4日までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることに加え、申立人は、「国民年金の保険料が還付されたことは無い。」と主張している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 27 日から 32 年 1 月 11 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 28 年 3 月に中学校を卒業後、A事業所に就職し住み込みで勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が氏名を記憶している同僚 6 人のうち 1 人が、申立期間中に、A事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該同僚が、「申立人がA事業所に勤務して、B学校に通学していたことを記憶している。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は既に廃業し、事業主も亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間前の昭和 29 年 4 月から 31 年 3 月までの 2 年間、A事業所に勤務しながら、B学校の第 3 期生として同校に通学していたが、A事業所には、28 年 3 月に中学校を卒業した後に就職してから 34 年 4 月に退職するまで継続して勤務していた。」と主張しているところ、B学校の元教務主任は、「B学校は、当時、C会がその管理、運営を行い、C会に所属する事業所に勤務する者が、働きながら資格を取得する機会として利用されていたが、同校に在籍している間に、学生を厚生年金保険に加入させるか否かについては、

それぞれの学生が勤務する事業所が判断していたと思われる。」と証言している。

さらに、上記同僚6人のうち、申立人と同様にB学校の第3期生であった2人についても、オンライン記録から、A事業所における厚生年金保険被保険者資格が、申立人と同一の昭和29年5月27日に喪失していることが確認できる上、申立期間中に、A事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚も、「自分は、B学校の第1期生だが、同校に通学していた期間の厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A事業所は、A事業所で勤務していた者がB学校の学生であった場合、同校に在籍している期間については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B学校を卒業した以降の期間について、オンライン記録によると、上記第3期生の同僚二人及び第1期生の同僚一人はいずれも、同校を卒業した後、数か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、A事業所では、同校に在籍した者を、同校卒業後、すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、以前、社会保険事務所（当時）に年金相談に行ったとき、自分の厚生年金保険の記録に漏れがあることに気付いた。このたび、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、申立てをした。

私は中学校を卒業後、A自治体B区にあったC社に就職し、食品の製造及び販売業務に3年間従事したと記憶している。

勤務中は厚生年金保険を掛けていただいていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の事業主の息子の妻が、「申立人は、C社に勤務していた。」と証言している上、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた者は、「申立人は、昭和 32 年 4 月からC社に勤務していた。詳細な退職時期は不明であるが、2、3年勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、上記同僚は、「当時、C社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、厚生年金保険には加入していなかった。私も当時の厚生年金保険の加入記録が無い。申立人も記録が無いはずである。」と証言しているところ、オンライン記録において、当該同僚に加え、事業主の息子及びその妻にはいずれも、申立期間における厚生年金保険加入記録が確認できない上、事業主についても、年金の加入記録が確認できない。

さらに、C社は既に廃業し、当時の資料も無いことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A事業所には、昭和26年2月1日から27年4月ごろまで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年4月ごろまでA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和26年2月1日と同日に同資格を取得し、29年10月に同資格を喪失したことが確認できる同僚は、「申立人のことを記憶している。申立人の退職が自分より前であった記憶はあるが、どれくらい前だったか記憶していない。」と証言していることから、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することができない。

また、オンライン記録により、申立人が氏名を記憶している4人の同僚のうち1人は当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、所在が不明のため照会できず、他の3人については、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、A事業所の経理及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており、当時の事業主の息子も「当時のことは分からないので、答えられない。」と回答していることから、申立期間における申立人

の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月から 20 年 5 月まで
② 昭和 20 年 10 月から 22 年 6 月まで
③ 昭和 25 年 6 月 1 日から 28 年 4 月 30 日まで
④ 昭和 28 年 10 月 31 日から 29 年 1 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、戦前から戦後にかけての記録がないことが分かり、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

いずれの申立期間も A 社の各地の事業所で勤務し、厚生年金保険の加入記録のある期間と同じ業務に従事し、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 19 年 3 月に A 社に入社し、同年 4 月から B 出張所に勤務した。その後、20 年の初めに C 出張所へ転勤した。」と主張しているところ、A 社は既に廃業しており、事業主の所在は不明であることから、申立期間①及び②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、オンライン記録において、A 社に関連する適用事業所が複数確認できるところ、A 社 B 出張所及び A 社 C 出張所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、同僚等に聞き取り調査等行うことができないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚

生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間③及び④について、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚は、「自分は、昭和 27 年 2 月から A 社 D 出張所で勤務した。申立人とは、申立人が 28 年 1 月に A 社 E 出張所へ転勤するまで一緒に勤務していた。」と証言していることに加え、オンライン記録において、申立人は、申立期間③及び④の前後の期間において、A 社 F 出張所、A 社本社及び A 社 G 出張所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間③及び④も引き続き同社に勤務していた可能性は否定できないものの、オンライン記録において、上記同僚が同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できない上、同社は既に廃業していることから、申立期間③及び④に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間③及び④は、A 社 H 出張所、A 社 D 出張所及び同社 E 出張所において勤務した。」と申し立てしているところ、オンライン記録において、いずれの事業所も厚生年金保険適用事業所として確認できない。

さらに、申立人は、申立期間③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月18日から同年10月15日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

知人から、A社に昭和42年8月から勤めるように、強く勧められていたことを覚えており、勤務期間を確認できる表彰状もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が発行した勤続3年の表彰状の日付から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に関する資料は残っていない。」と回答している上、申立人が氏名を記憶している3人の同僚はいずれも、オンライン記録により、A社の厚生年金保険被保険者記録にその氏名を確認できないため、連絡先を確認することができず、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料控除の状況について具体的な証言を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間中の昭和42年10月11日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚の雇用保険の加入記録を確認したところ、当該同僚は、同年9月21日に雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間前後に、オンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のうち二人は、「試用期間は2か月間くらいあったと思う。」、「試用期間はあったように思う。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月ごろから 54 年 3 月ごろまで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和 53 年 4 月ごろから 54 年 3 月ごろまで A 社に勤務し、退職後に失業保険を受給したため、厚生年金保険にも加入していたと思う。

調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 4 月 18 日から同年 10 月 19 日まで、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、A 社において、短期雇用特例被保険者として雇用保険に加入していたことが確認できる。ところが、当時の取締役総務部長は、「当時、従業員は 50 人くらいいたと思うが、正社員は 10 人いたかどうかだった。社員、役員のほかに通年の出稼ぎ者と農閑期だけ働く季節労働者がいた。当時は、社員や役員は厚生年金保険に加入させていたが、出稼ぎ者や季節労働者は加入させていなかった。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 53 年 5 月 1 日以降、54 年 3 月 1 日までの間に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者数は、元事業主を含め 11 人であることが確認できる。

また、申立人は、「A 社では、同社の前に勤務した B 事業所の同僚と一緒に勤務した。」と申し立てており、その氏名を挙げているが、A 社に係る健康保

険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に当該同僚の氏名は確認することができない。

これらを総合的に判断すると、A社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月24日から同年12月6日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和19年5月24日に当時乗船していたB丸が沈没してから、C丸に乗船する同年12月6日までの期間は船には乗っていないが、A社に継続して勤務していたので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、A社は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人が当社に在籍していたかどうかは確認できない。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社に在籍していたことが確認できない。

また、申立人は、「昭和19年5月24日に乗船していたB丸が沈没し、同年8月1日に日本に戻り、A社から自宅で待機しているように指示されて実家に戻った。その後、同年12月6日にC丸に乗船するまでの期間は船に乗っていなかったが、給料は同社から送金されていた。」と主張しているところ、A社は、「仮に、申立人が申立期間当時、当社に在籍していたとしても、乗船していない期間は船員保険の対象とはならない。」と回答している。

さらに、船員保険法によれば、「予備船員（船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの）は、昭和20年3月以前は、船員保険被保険者から適用を除外し、同年4月以降は強制適用被保険者として加える。」とあることから、申立期間当時、申立人は、船員保険の対象者ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月から27年11月1日まで
② 昭和27年12月31日から28年4月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B事業所(現在は、C社D事業所)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間ではないことが分かった。

当時、年配の社員が多く年末年始も勤務していた。夏には、A社全体のバレーボール大会が開催され、相手チームの選手として出場した選手の中に高校の後輩がいたと記憶している。

給与明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①当時に係る記憶に具体性があることから、期間は特定できないものの、申立期間①については、申立人がA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D事業所は、「申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の控除については、当時の資料が残っていないため不明である。」と回答している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した前後の期間に、当該資格を取得したことが確認できる複数の同僚について調査したが、いずれも亡くなっているか、所在が不明で照会できないため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできな

い。

また、申立人が高校の後輩であったとして名字を挙げている一人は、その名前が不明であることから特定できず、当時の同僚として氏名を挙げている別の一人は、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認できないことから、その所在が確認できず、証言を得ることができない。

さらに、申立人は申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 30 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、B社を退職した後、昭和 44 年 8 月には中華、洋食のレストランであるA社に調理員として入社した。半年間はアルバイト（見習い）として勤務し、厚生年金保険の適用はなかったが、45 年 4 月に正社員として採用され、それ以降、給与から厚生年金保険料が控除されるようになったと思う。

調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間の一部において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の現在の代表取締役は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、当時の従業員は、自分の両親を含め、厚生年金保険の被保険者資格を取得することができず、国民年金に加入するほかはなかった。また、当時の代表者は私の親族であるが、既に亡くなっており、現在、私以外で当時の状況を知る者はいないと思う。」と証言しているところ、オンライン記録から、上記代表取締役の両親は、申立期間当時において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等から聞き取り調査を行うことができず、申立期間における申立人の勤務実態及び

保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 952 (事案 241 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

以前にも同じ内容の申立てを行い、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、私は、確かに申立期間中、A社の現場代理人として勤務していた。

現場代理人は、責任の重い立場でありA社の正社員であるので、厚生年金保険に加入していないはずがない。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「建設現場における現場代理人としてA社に勤務し、申立期間は、同社の正社員であった。」と主張しているが、元同僚は、「当時は正社員、臨時社員の区別無く現場代理人にしており、正社員になってから厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、申立人の健康保険被保険者証の整理番号は、昭和 47 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の直後となっており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間中に現場代理人として、B地域のC現場新築工事に携わっていたので確認してほしい。」と再申立てを行っているところ、申立人は、当該工事の関係者として、D機関（現在は、E機関）に当時所属していた二人の職員の名字を挙げているが、E機関は、「昭和 43 年から 44 年にかけて、F県内で行われていた工事は、D機関の管轄であったが、職員に関しては、退職後の連絡先は把握していないので確認できない。」と回答していることか

ら上記二人に照会できず、申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、A社は、「C現場の工事期間は、昭和43年9月18日から44年3月30日までである。」と回答しているところ、申立人は、「A社に昭和43年6月1日から勤務し、その後、6か月くらいは、同社F出張所に勤務していた。」と主張していることから、C現場新築工事の工事開始時には、申立人は、現場代理人ではなかったことがうかがえる。

このほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせるような事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。